

#1 民法はどこからどこまでを引き受けるのか

第1章 民法総則 ①／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

1 この回の出発点

友達に五万円を貸した。約束の日を過ぎても返ってこない。連絡もつかない——ここから始めます。

まず警察に行っても、「これは民事の問題なので」と言われて動いてくれません。かといって、相手の家から五万円ぶんの家電を勝手に持ち出せば、今度はこちらが罪に問われます。

警察は動かない。自分で取り返すのもだめ。この行き止まりのために用意されているのが民法です。

2 誰と誰の話なのか

短答・論文共通

法律は、誰と誰の関係を決めているか

	公法	私法
定義	国家と私人の関係を定める法律	私人どうしの関係を定める法律
具体例	刑法・憲法	民法

五万円を貸した人も、借りた人も私人——だから私法（民法）の話

法律は、誰と誰の関係を決めているかで大きく二つに分かれます。

- 公法＝国家と私人の関係を定める法律
- 私法＝私人どうしの関係を定める法律

「私人」は、国家ではない側、と思ってください。個人でも会社でも構いません。

たとえば刑法は、刑罰を与えるのが国家である以上、国家が私人に対して刑罰権を使うための条件を決めた法律です。だから公法。憲法も、国家の側を縛る法律なので公法です。

そして民法は私法の側にあります。五万円を貸した人と借りた人は、どちらも私人。だから国の機関である警察が出てこない——筋としてはそうなります。国家が乗り出す場面ではない、ということです。

民法は、私人どうしのあいだで、誰にどんな権利があるのかを決める法律。

一般法と特別法

	一般法	特別法
適用される場面	場面を限定せず、一般的に適用	特定の人・場面にだけ適用
この回の例	民法	借地借家法（建物を借りる場面） 商法（商人どうしの取引）
両方使える場面	あとに適用される	先に 適用される（特別法が優先）

特別法が書いていないところは、一般法である民法が埋める（商法に売買の定義は無い）

私法は民法だけではなく、会社法も、商法も、借地借家法も私法です。使い分けを決めるのが**一般法と特別法**の区別です。

- **一般法**=相手や場面を限定せず、一般的に適用される法律
- **特別法**=特定の人や、特定の場面にだけ適用される法律

部屋を借りる場面には**借地借家法**があります。「建物や土地を借りる」という場面にだけ働くので特別法です。**会社どうしの取引**には**商法**が働きます。「商人」という特定の人に関わる場面にだけ出てくるので、これも特別法。民法は場面も相手も限定していないので、一般法です。

両方が使える場面では、こうなります。

特別法は、一般法に優先する。

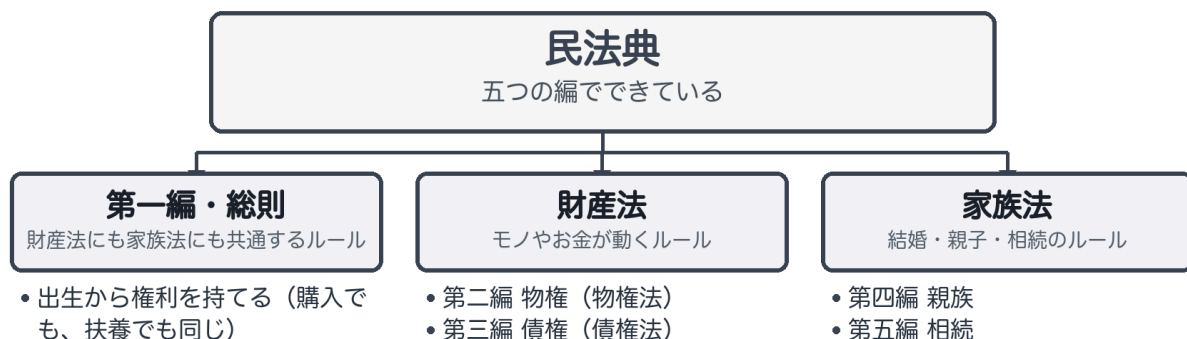
「特別法のほうが強い」というより、**そちらが先に適用される**という意味です。なぜ先かというと、**その場面のために、わざわざ特別に用意した規定だから**。一般の規定を先に当ててしまったら、特別法を作った意味がなくなります。

● **ここからが大事なところ**です。特別法は、限られた場面のことしか書いていません。**書いていないところは、一般法である民法が埋めます**。たとえば商法には「商人どうしならこうする」という特則が置いてあります。でも、そもそも売買とはどういう約束なのか、代金を払わなかったらどうなるのか——そこは商法には書いてありません。**民法がそのまま出てきます**。

民法は「えらい法律」なのではなく、**最後に必ず出てくる法律**。

4 民法の五つの部屋

民法典の五つの部屋



総則が最初に置かれているのは、あとの四編に共通して効くルールだから

民法典は五つのパートに分かれています。

編	名前	くくり
第一編	総則	(両方に共通)
第二編	物権	財産法
第三編	債権	財産法
第四編	親族	家族法
第五編	相続	家族法

第二編・第三編をまとめて**財産法**、第四編・第五編をまとめて**家族法**と呼びます。教科書では第二編を**物権法**、第三編を**債権法**と呼ぶこともありますが、中身は同じものです。

おおまかには、財産法は**モノやお金がどう動くか**のルール、家族法は**結婚や親子、亡くなった人の財産をどう引き継ぐか**のルールです。

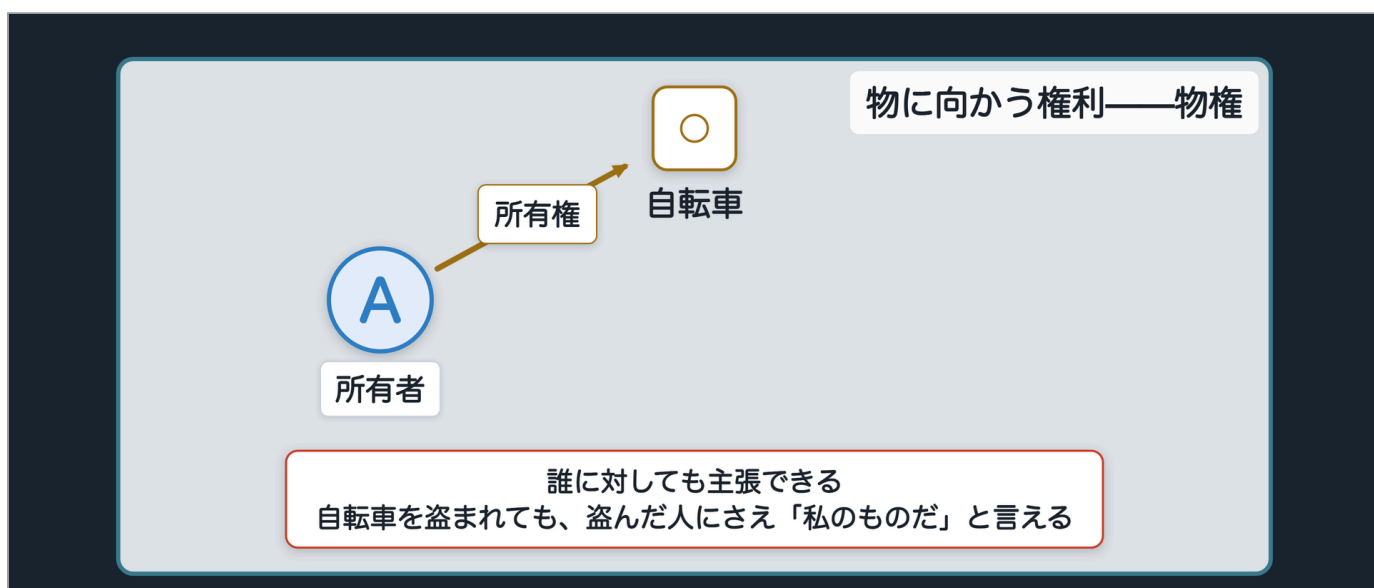
第一編＝**民法総則**は、そのどちらにも入っていません。ここには**財産法にも家族法にも共通して使えるルール**が置いてあります。たとえば「そもそも権利を持てるのは誰か」。人は生まれた瞬間から権利を持てます。このルールは、物を買う場面でも、親から扶養してもらう場面でも同じように効きます。**どちらでも使うものだから、前にまとめて出してある**わけです。

(この作り方には名前が付いていますが、**なぜそう作ったのか**は次回に扱います。)

そして総則を理解するには、**物権と債権**という二本柱を先に知っておく必要があります。ここからが今日の本題です。

5 物に向かう権利

短答・論文共通



自転車を一台持っているとして。その自転車に対してできることは——**乗る**、**人に貸す**、**売る**。この三つが、そのまま条文になっています。この、**人が物に対して持っている権利**を**物権**と呼びます。相手は人ではなく、**物そのもの**。物権にはいくつか種類がありますが、その代表が**所有権**です。

条文 民法206条（所有権の内容）

所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の**使用**、**収益**及び**処分**をする権利を有する。

- **使用**＝使うこと（自転車に乗る）
- **収益**＝その物から利益を得ること（人に貸して料金をもらう）
- **処分**＝売ったり捨てたりすること

この三つが揃っているのが**所有権**です。

「**法令の制限内において**」とあるとおり、所有権も何をしてもいいわけではありません。自分の土地でも、建てられる建物の高さには制限があります。ただ、**その制限がある中では持ち主が自由に決めてよい**——それが**所有権**です。

● **もうひとつ大事な性質**があります。所有権を持っていれば、**誰に対しても**「これは私のものだ」と言えます。たとえば自転車を盗まれて、盗んだ本人の家にそのまま置かれていたとします。その人とは何の約束もしていません。それでも「それは私のものだ」と言えます。**相手を選ばない**——ここが、次に出てくる**債権**との大きな違いになります。

所有権が移る瞬間——176条

候補	要件になるか
意思表示（「売ります」「買います」）	✓
代金の支払い	✗
登記（名義の書き換え）	✗
契約書の作成	✗

動かしているのは、お金でも紙でもなく、意思表示

ある人から土地を買うことにして、「売ります」「買います」と話がまとまりました。その土地は、いつからあなたのものになるのでしょうか。

候補は三つ考えられます。代金を払ったとき／名義（登記）を書き換えたとき／契約がまとまったとき。（登記とは、その土地の持ち主が誰かを記録した、役所の帳簿だと思ってください。）

条文はこう定めています。

条文 民法176条（物権の設定及び移転）

物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる。

「意思表示」は、今のところ「思っていることを外に出して言うこと」くらいで結構です。つまり——

「売ります」「買います」と言った、それだけで移る。

候補	要件になるか
意思表示（「売ります」「買います」）	✓
代金の支払い	✗
登記（名義の書き換え）	✗
契約書の作成	✗

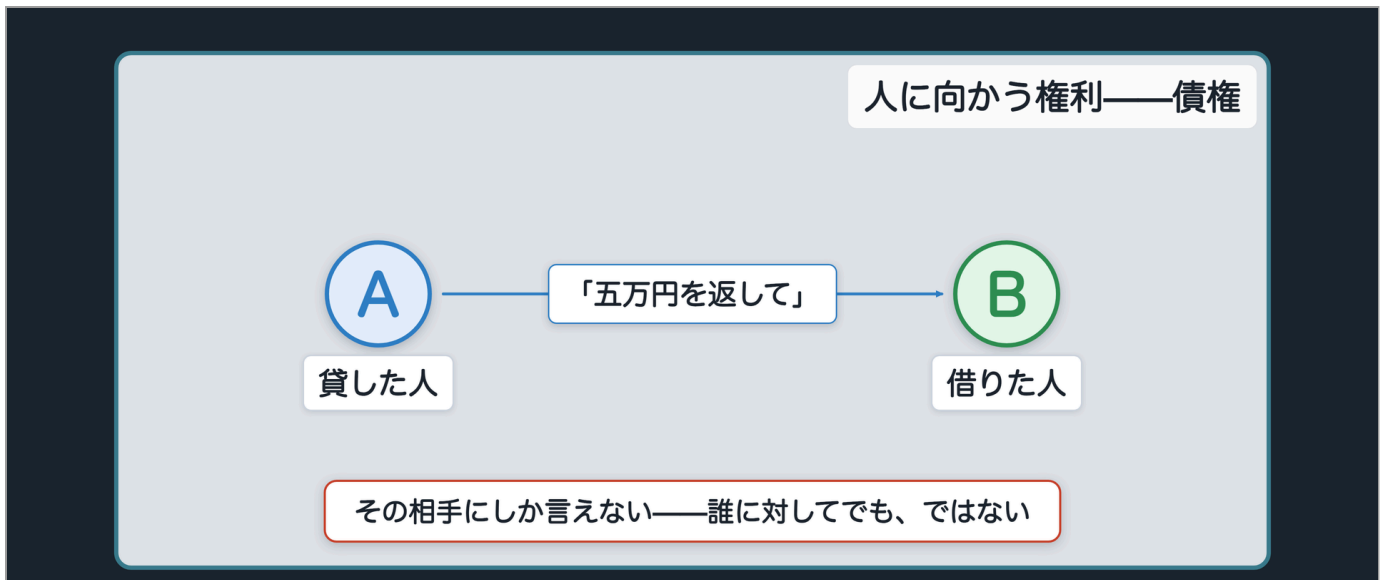
代金も、登記も、契約書も要りません。判例（裁判所が積み重ねてきた先例）も通説（多くの学者が支持している考え方）も、この条文をそのまま素直に読んでいます。つまり、代金も登記も契約書も要件ではない、という点に争いはありません。

逆も確かめておきます。お金だけ先に払っていても、まだ「売ります」「買います」が揃っていなければ土地は動きません。値段を交渉している最中に代金を振り込んでも、持ち主は相手のままです。動かしているのは、お金でも紙でもなく、意思表示です。

なぜそういう作りなのか。当事者が「売ります」「買います」と決めた、その中身をそのまま効力にする——それがこの法律の建前だからです。

もっとも、ここには当然、続きの問題があります。お金を払っていない買主が持ち主だとして、売主はどうやって代金を確保するのか。名義がまだ売主のままなら、売主が別の人にもう一度売ってしまうこともできてしまうのではないか。大問題です。だからこの先にたくさんの仕組みが用意されていますが、それは物権の回でまとめて扱います。

今日はこの出発点だけ持って帰ってください＝意思表示だけで移る。



もうひとつの柱です。冒頭の五万円に戻ります。あなたは相手に対して「五万円を返してください」と言えます。その「言える」という中身が債権です。

債権とは、特定の人に対して、特定の行為を求めることができる権利。

物権は物に向かっていた。債権は人に向かっています。ここが決定的な違いです。

そして債権は、**その相手にしか**言えません。五万円を貸したのはあの友達であって、関係のない通行人に「返せ」とは言えません。所有権のときは「誰に対しても言えた」のに、債権は「その人にだけ」。同じ「返して」でも中身がまるで違います。

● **債権はお金の場面だけではありません。** 定義をもう一度見ると「特定の行為を求めることができる権利」でした。「行為」なので、お金を払うことに限りません。

- ・ 買った品物を引き渡せ
- ・ 頼んだ工事を完成させる
- ・ 部屋を貸してくれ

人に何かをしてもらうという形をしていれば、みんな債権です。だから民法の中で債権が出てくる場面は非常に多い。逆に言えば、**相手が動いてくれないと実現しない**のが債権の弱点でもあります。物権が物さえあれば成り立つのとは対照的で、そこが二本柱を分けて考える理由です。

8 同じ関係を、裏から見ると

短答

同じ関係を、裏から見ると

	貸した人（あなた）の側	借りた人（友達）の側
呼び方	債権者	債務者
中身	「返して」と言える権利 = 債権	返さなければならない義務 = 債務

別々に二つあるのではない。同じ関係を、どちら側から見ているかの違い

あなたが「五万円を返せ」と言える。これが**債権**でした。相手の側から見ると、五万円を返さなければいけない状態になっています。これを**債務**と呼びます。

● **債権と債務は、別々に二つあるものではありません。** ひとつの関係を、どちら側から見ているかの違いです。

- ・ 権利を持っている人 = **債権者**
- ・ 義務を負っている人 = **債務者**

五万円を貸したあなたが債権者、友達が債務者です。

五万円と自転車——同じ「返して」を読み直す

	五万円を貸した場合	自転車を貸した場合
返してもらうのは	同じ金額ぶん (あのお札そのものではない)	貸した その一台
所有権は	渡した時点で 相手のもの に	ずっと貸主のまま
使える道具	債権 だけ	債権＋所有権

同じ「返して」でも、使える道具が違う

最初の場面を、今日の言葉で言い直します。

- あなたは友達に対して、**五万円を返せ**と言える**債権**を持っている。
- 友達は、**五万円を返す債務**を負っている。
- 警察が出てこないのは、あなたと友達がどちらも私人だから＝**公法の話ではない**から。

ではもし、貸したのが**お金**ではなく**自転車**だったら、どうなるでしょうか。

貸したお金は、相手が使ってかまわないものです。返してもらうのは「同じ五万円ぶん」であって、渡したあのお札そのものではありません。だから**お金は渡した時点で相手のもの**になり、手元に残るのは「返せ」と言える**債権**だけです。

自転車は違います。返してもらうのは貸したその一台。だから**所有権はずっとあなたのもの**。つまり自転車を貸した場合は、**債権に加えて所有権も使える**わけです。

同じ「返して」でも、使える道具が違う。どちらを使うかで、その先の話がまるで変わってきます。

◆ 今日の地図（保存版）

今日の地図

| 民法とは

- **私法の一般法**——私人どうしの関係を決め、特別法がなければ必ず出てくる

| 民法典の五つの部屋

- 第一編 総則（共通ルール）
- 第二編・第三編＝財産法（物権・債権）／第四編・第五編＝家族法（親族・相続）

| 財産法の二本柱

- **物権**——物に向かう。誰に対しても主張できる
- **債権**——人に向かう。その相手にしか言えない

※ 次回：同じ土地を二人に売ることが、なぜできてしまうのか

- 民法は、**私人どうし**の関係を決める**私法**。
- そして、特別法がなければ**必ず出てくる一般法**。
- この二つを一息で言うと——**民法とは、私法の一般法**である。
 - 「私法」＝国家が出てこない、私人どうしの話。
 - 「一般法」＝特別な法律がなければ必ず出てくる、という意味。
- 中身は**五つの部屋**に分かれていて、最初の**総則**には共通ルールが置いてある。
- 財産法の二本柱が、**物に向かう物権**と、**人に向かう債権**。
 - 物権は誰にでも言える／債権はその相手にだけ。

今回は、この二つの違いをもう一段深く見ます。たとえば——**同じ土地を、二人の人に売ることはできるのか**。